

65歳以上の  
高齢者対象

# 補聴器の購入費の一部を 助成します



## 1 目的

聴力の低下した高齢者の方が、周囲とのコミュニケーションや交流の機会を維持し、活動的な生活や積極的な社会参加ができるように補聴器の購入費の一部を助成します。

## 2 助成対象者 (以下のすべての要件を満たす方)

- ① 市内に住所があり、実際に住んでいる65歳以上の方
- ② 両耳の聴カレベルが40デシベル以上で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象\*とならない方
- ③ 耳鼻咽喉科医師が補聴器の使用が必要だと認めた方
- ④ 他の補聴器購入費用等の助成を受けていない方

## 3 助成内容

補聴器購入費の2分の1以内で、上限は30,000円(100円未満切捨て)まで

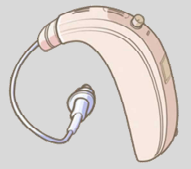
- ・助成は、1人1回限りです。
- ・片耳、両耳を問わず上限は30,000円です。
- ・補聴器を購入した日から2か月以内に申請してください。

### 【下記については、助成の対象外です】

- ・耳鼻咽喉科医師の証明を受けずに購入した場合
- ・集音器や助聴器などの補聴器以外のもの
- ・耳鼻咽喉科の受診、検査料や文書料、送料、修理などの費用
- ・聴覚障害による身体障害者手帳の対象となる方\*
  - 〔両耳の聴カレベルが70デシベル以上の方
  - 〔片耳の聴カレベルが90デシベル以上、他耳が50デシベル以上の方

【裏面をご覧ください】

# 申請から助成までの流れ



## 申請書の入手

市役所1階 福祉企画課窓口で、申請書をお渡しします。

## 耳鼻咽喉科の受診

※診察料・検査料・文書料等は自己負担です。

- ・申請書を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。
- ・表面の「2 助成対象者 ②と③」を満たした場合は、耳鼻咽喉科医師に証明をもらってください。(申請書の下部に記入欄があります。)

**※耳鼻咽喉科医師に証明をもらう前に補聴器を購入すると補助の対象になりません。**

## 補聴器の購入

※補聴器は、購入後も調整や訓練が必要になるので、必ず補聴器販売店に相談の上、購入してください。

- ・補聴器を購入し、購入店舗からその領収書をもらってください。
- ・領収書は購入日、購入金額、購入品目が記載されているものを、もらってください。※宛名は申請者本人に限ります。

## 申請書の提出

※補聴器を購入した日から2か月以内に、申請してください。

- ・申請書と「領収書の原本」と「振込先の通帳」をお持ちのうえ、福祉企画課窓口へ提出してください。

## 助成金の支払い

申請者本人名義の指定口座に助成金を振り込みます。

お問合せ

富士宮市役所 福祉企画課 福祉企画係

0544-22-1457